

平成20年度戸沢村人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び戸沢村人事行政の公表に関する条例に基づき、村政運営の透明性、公平性を高めるため、平成20年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

平成21年11月20日
山形県戸沢村長 渡部 秀勝

I、職員の任免及び職員数

(1) 職員数の状況

各年4月1日現在

区 分	平成20年度	平成21年度	増減
村長部局	79	77	-2
普通会計	69	67	-2
特別会計	10	10	0
議会事務局	1	1	0
選挙管理委員会事務局	(3)	(5)	(2)
監査委員事務局	(1)	(1)	(0)
農業委員会事務局	(2)	(2)	(0)
教育委員会	18	17	-1
事務局	9	9	0
小・中学校	9	8	-1
合 計	98	95	-3

(2) 採用者の状況

区分	平成20年度	平成21年度	増減
村長部局	0	6	6
普通会計	0	5	5
特別会計	0	1	1
議会事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
事務局	0	0	0
小・中学校	0	0	0
合計	0	6	6

(3) 退職者の状況

区 分	平成19年度	平成20年度	増減
村長部局	3	6	3
普通会計	3	5	2

特別会計	0	1	1
議会事務局	0	1	1
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0
教育委員会	0	2	2
事務局	0	1	1
小・中学校	0	1	1
合 計	3	9	6

Ⅱ、戸沢村職員給与のあらまし

村職員の給与のあらましについて、村民の皆さんにご理解いただくために公表しています。村職員の給与は、法律に基づき村議会の審議を経て条例等で定められています。

1、人件費の状況（平成20年度普通会計決算）

住民基本台帳 人口（平成21 年3月31日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 率 (B/A)	18年度 の人件 費率
5,676人	3,355,257千円	166,801千円	909,448千円	27.1%	27.6%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2、職員給与費の状況（平成21年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
83人	349,984千円	51,593千円	145,779千円	547,356千円	6,595千円

※職員手当には、退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。

3、職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

区分	戸沢村		国（平成21年4月1日現在）	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	371,327円	47歳7月	325,521円	41歳5月
技能労務職	280,645円	38歳2月	285,548円	49歳2月

4、職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区分		戸沢村		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	161,600円	178,800円	172,200円	185,800円
	高校卒	140,100円	149,800円	140,100円	149,800円
技能労務職	高校卒	137,200円	144,500円	137,200円	146,700円

5、職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区分		経験年数 15～20 年	経験年数 25～30 年	経験年数 30～35 年
一般行政職	大学卒	316,550 円	393,800 円	423,950 円
	高校卒	280,850 円	376,500 円	403,244 円
区分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 30～35 年
技能労務職	高校卒	218,600 円	284,050 円	391,500 円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6、一般行政職の級別職員数等の状況（平成21年4月1日現在）

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務内容		主事補 主事	主事 主任	主任 主査・係長	主査・係長 冠主査	冠主査 課長補佐	主幹 課長
職員数		2 人	4 人	10 人	15 人	19 人	9 人
構成比		3.4%	6.8%	16.9%	25.4%	32.2%	15.3%
参 考	1 年前の構成比	0.0%	8.3%	15.0%	31.7%	28.3%	16.7%
	5 年前の構成比	4.4%	11.8%	16.2%	42.6%	19.1%	5.9%

7、職員手当の状況

（1）期末・勤勉手当

戸沢村		国	
1 人当たり平均支給額（平成20年度） 1, 8 7 2 千円		—	
（平成20年度支給割合） 期末手当 3. 0 月分 勤勉手当 1. 5 月分		（平成20年度支給割合） 期末手当 3. 0 月分 勤勉手当 1. 5 月分	
（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有		（加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有	

（2）退職手当（平成21年4月1日現在）

区分		戸沢村		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	村と同じ	村と同じ
	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	村と同じ	村と同じ
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	村と同じ	村と同じ
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	村と同じ	村と同じ
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		村と同じ	
退職時の特別昇給		なし		—	

(3) 特殊勤務手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区分		全職種	
支給実績 (20 年度決算)		3, 9 6 3 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (20 年度)		1, 9 8 1, 5 0 0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (%)		2. 1 %	
手当の種類 (手当数)		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	左記に従事した職員	感染症の患者の看護等に従事	日額 1,000 円
特定毒物害虫防除作業手当	左記に従事した職員	特定毒物の調整及び散布の作業に従事	日額 1,000 円
死体取扱作業手当	左記に従事した職員	死体の検視等の作業に従事	日額 1,000 円
小動物死体取扱作業手当	左記に従事した職員	公共の場所等の小動物の死体の収容業務	日額 1,000 円
研修手当	医師	中央診療所の医師	月額 3 0 万円以内
医長手当	医師	中央診療所の医師	月額 2 0 万円以内

(4) 時間外手当

区分	支給総額	職員 1 人当たり平均支給年額
平成 2 0 年度	1 2, 0 2 8 千円 (全会計決算)	1 4 1 千円 (全会計決算)
平成 1 9 年度	9, 6 7 2 千円 (全会計決算)	1 1 0 千円 (全会計決算)

(5) その他の手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在、支給額は平成 20 年度全会計決算額)

手当名	内容及び支給単価	国の制度	支給実績	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円、一般の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合のうち 1 人のみ 11,000 円)、扶養親族たる子のうち満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子につき 5,000 円加算	村と同じ	14,562 千円	260,036 円
住居手当	借家 限度額 27,000 円 持家 3,000 円	限度額 27,000 円 持家(新築、購入から 5 年間) 2,500 円	2,449 千円	53,239 円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000 円 交通用具使用 限度額 31,300 円	・交通機関利用 限度額 55,000 円 ・交通用具使用 限度額 53,000 円	7,470 千円	99,600 円
管理職手当	・総務課長 32,000 円 ・その他の課長 28,000 円 41,000 円 ・主幹 20,000 円		3,852 千円	321,000 円

(6) 地域手当

支給対象者	医師
支給率	14%
支給対象職員数	1人
国の制度	14%

8、特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区分		給料月額等	区分		支給割合
給料	村長	615,000 円	期末手当	村長	6月期 1. 6月分
	副村長	527,000 円		副村長	12月期 1. 7月分
	教育長	518,000 円		教育長	計 3. 3月分
報酬	議長	310,000 円	期末手当	議長	6月期 1. 6月分
	副議長	250,000 円		副議長	12月期 1. 7月分
	議員	230,000 円		議員	計 3. 3月分

※ 村長、副村長、教育長は、平成14年4月から給料を減額しています。

9、職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成21年4月1日現在）

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		平成20年度	平成21年度		
一般行政部門	議会	1	1		
	総務企画	21	21		退職による減1 合併協議会派遣に伴う増1
	税務	5	5		
	民生	15	15		
	衛生	10	9	-1	介護保険法改正に伴う減
	農林水産	12	11	-1	合併協議会派遣に伴う減
	商工	1	1		
	土木	5	5		
	小計	70	68		
特別行政部門	教育	18	17	-1	退職による減
	小計	18	17	-1	
公営企業等会計部門	簡易水道	3	3		
	下水道	2	2		
	その他	5	5		介護保険法改正に伴う増1 最上地区広域連合派遣職員の減1
	小計	10	10		
合計		98	95	-3	

(2) 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳
職員数		4人	3人	6人	6人	6人
40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳以上	計
9人	8人	23人	15人	15人		95人

Ⅲ、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の休日

イ、国民の祝日に関する法律に規定する休日

ロ、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（イの日を除く）

(2) 職員の勤務時間

1週間あたりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

休憩時間 午後0時15分～午後1時

休息時間 午後0時～0時15分、午後3時～3時15分

(3) 職員の休暇制度

イ、年次有給休暇 一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越可）

ロ、病気休暇 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

ハ、特別休暇 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇

種類	承認基準	取得可能期間
病気休暇 （有給）	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1年6月以内で必要と認められる期間
	任命権者が特に必要と認めた疾病	180日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認められる期間中、1日につき必要と認められる時間
特別休暇 （有給）	公民権行使	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植ドナー登録・提供	必要と認められる期間
	社会貢献活動	1年で5日以内

結婚	7日以内の期間
女性職員の出産	産前8週以内、産後8週
生後1歳に達しない子の育児	1日2回それぞれ30分以内
未就学の子の看護	1年で5日以内
女性職員の生理	必要と認められる期間
妊産婦法定検診	必要と認められる時間
妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じて1時間以内
妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び捕食	必要と認められる時間
妻の出産	2日以内
忌引	続柄等に応じ、連続する1～10日以内の期間
追悼行事	1日以内の期間
夏季休暇	7～9月の間に3日以内
豪雪による現住居の倒壊予防	12月～3月の間に3日以内の期間
感染症発生による交通遮断及び入院	必要と認められる期間
住居の滅失又は損壊（のおそれ）	15日（おそれがある場合は3日）以内の期間
災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

- 二、介護休暇 職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
連続する6月以内の期間で必要と認められる期間（無給）

IV、職員の分限及び懲戒処分状況

（1）分限処分状況

処分の内容	免職	休職	降任	降給	計
平成19年度	0	0	0	0	0
平成20年度	0	0	0	0	0

（2）懲戒処分状況

処分の内容	免職	停職	減給	戒告	計
平成19年度	0	0	0	0	0
平成20年度	0	0	0	0	0

V、職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課せられている。

「法律その他条例に特別の定めがある場合」として、職務専念義務が免除される。

次のような場合がある。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 職務遂行上必要な教養を目的とする講習会、講演会、その他これらに類するものであつて、国、地方公共団体、学校等が行うものに参加する場合

ニ 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合

ホ 職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験、その他の試験を受ける場合

ヘ 地方公務員法第49条の2の規定に基づき、不服申立をし、及びその審査に出頭する場合

ト 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合

チ 消防団員として消防活動(演習を含む。)に従事する場合

リ 国又は地方公共団体その他の公共的団体の主催する体育大会に選手、監督又は役員として参加する場合

(2) 休業制度

イ 育児休業

地方公務員の育児休業等に関する法律及び戸沢村職員の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

・育児休業

職員は子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため休業することができる。

育児休業期間については、給与を支給しない。

・育児短時間勤務

職員は子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。給料は、勤務時間数に応じた額の支給となる。

・部分休業

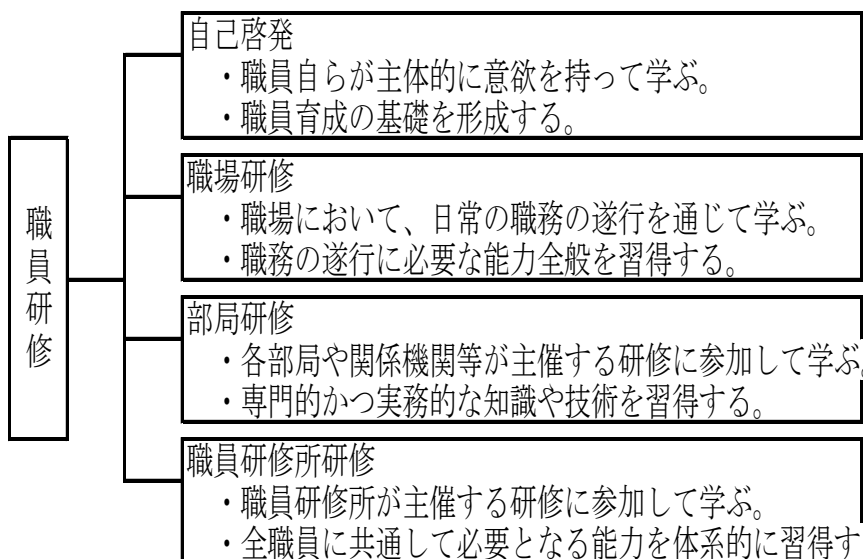
職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育を行うため、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を越えない範囲内で勤務しないことができる。

職員が部分休業の承認を得て勤務しない場合は、勤務しない１時間につき１時間あたりの給与を減額する。

Ⅵ、職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（１）研修の状況（平成２０年度）

イ 研修体系



ロ 職員研修所研修の内容及び受講実績

研修体系	概要	研修の区分	実施研修数	受講者数
基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 一般職員研修、監督者研修、管理者研修、	８回	１０人
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修、実務研修、特別研修	１５回	５人

（２）勤務成績評定制度の概要（平成２０年度）

イ 昇給の場合

職員の昇給時期（１月１日）に、所属長が原則として各職員の１年間の勤務状況を判定し、昇給の可否を決定している。

ロ 昇格の場合

昇任の時期または昇給基準を満たした時期に、所属長が各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務状況を判定し、昇格の可否を決定している。

Ⅶ、職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）職員の福利厚生事業の概要（平成２０年度）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断 ・問診、身長、体重、視力、聴力、胸部エックス線検査、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査	村 及 び 共 済 組 合
	●特定健康診断（メタボリックシンドローム。40歳以上）	
	●生活習慣病検査 ・胃がん検診（原則30歳以上の希望者） ・大腸がん検診（原則40歳以上の希望者） ・肺がん検査（40歳以上の希望者） ・婦人科検診（乳がん30歳以上・子宮ガン25歳以上） ・C型肝炎ウイルス検診35歳以上5歳刻み）	
人間ドック	●人間ドック（40歳以上の職員） ●脳ドック（40歳以上の職員）	組 合
メンタルヘルスケア	●メンタルヘルス相談（メンタルヘルス相談医による電話・FAX相談） ●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）、人事担当者等向けセミナー）	

b 貸付事業の概要（主なもの）

貸付事業の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.72%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300万円	2.46%	

c 給付事業の概要（主なもの）

d 職員の福利厚生事業の事業費負担の概要

事 項	共済組合	互助会
職員が傷病になったとき	1、医療機関等に支払うもの ● 法定給付の額 2、職員に支給するもの ● 高額療養費 ● 一部負担金払戻金 ● 特定疾病療養費	● 入院見舞金 ● 一部負担金補助
職員が出産したとき	● 出産費 420,000円	
職員が死亡したとき	● 埋葬料・埋葬附加金 100,000円 ● 遺族共済年金	● 弔慰金 100,000円

単位：千円

	健康診断 委託料	厚生 事業	団体生命 保険掛金	健康診断 助成金	互助会 掛金	交際費	合計	職員1人当 たりの額
平成 20 年度	1,171	0	0	0	1,068	40	2,279	22,564 円
平成 19 年度	1,025	0	0	0	1,087	130	2,242	22,198 円

※職員厚生事業は平成 17 年度、職員健康診断助成金は平成 18 年度、団体生命保険加入は平成 19 年度それぞれ見直しし、廃止しました。

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合をいい、互助会とは山形県市町村職員互助会をいいます。